

会 議 資 料

と き 令和4年7月19日（火）
午後2時30分から
ところ 常総市役所本庁舎1階市民ホール

常総市総合計画審議会

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 臨時議長の選出について

4 議事録署名人の指名について

5 議 事

議案第1号 会長の選出について

議案第2号 副会長の選出について

議案第3号 議席の決定について

6 諮 問

7 説 明

じょうそう未来創生プラン（常総市総合計画）策定について

8 その他

9 閉 会

議案第1号

会長の選出について

常総市総合計画審議会設置条例第4条の規定に基づいて、会長を互選するものとする。

記

職名	氏名
会長	

令和4年7月 日 提出

常総市総合計画審議会
臨時議長

令和4年 月 日 決定

議案第2号

副会長の選出について

常総市総合計画審議会設置条例第4条の規定に基づいて、副会長を互選するものとする。

記

職名	氏名
副会長	

令和4年7月 日 提出

常総市総合計画審議会
会長

令和4年 月 日 決定

議案第3号

議席の決定について

常総市総合計画審議会の議席を次のとおり決定するものとする。

記

別添 「委員名簿」

令和4年7月 日 提出

常総市総合計画審議会
会 長

令和4年 月 日 決定

常総市総合計画審議会委員名簿

委員任期:令和3.7.1~R5.6.30

	氏 名	備 考
	茂田 信三	市議会の議員
	岡野 一男	市議会の議員
	草間 典夫	市議会の議員
	倉持 好一	教育委員会の委員
	増田 亮	農業委員会の委員
	西田 将人	市職員
	塚本 治男	公共的団体等の役員又は職員
	青木 清人	公共的団体等の役員又は職員
	中久喜 幸男	公共的団体等の役員又は職員
	小川 好市郎	公共的団体等の役員又は職員
	篠崎 孝之	公共的団体等の役員又は職員
	海老原 和子	学識経験を有する者
	五木田 裕一	学識経験を有する者
	坂入 健	学識経験を有する者
	長岡 徳樹	学識経験を有する者
	小野澤 俊雄	学識経験を有する者
	尾上 孝俊	学識経験を有する者
	近藤 叡淳	学識経験を有する者
	川島 宏一	学識経験を有する者

○常総市総合計画審議会設置条例

昭和 41 年 6 月 28 日

条例第 17 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、市長の諮問に応じ、市の総合計画及び広域行政の実施に関し必要な調査及び審議を行うため、常総市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 市職員
- (5) 公共的団体等の役員又は職員
- (6) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

- 3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、会長及び副会長がともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件を、あらかじめ委員に通知しなければならない。

第6条 審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(水海道市新市建設審議会設置条例の廃止)

- 2 水海道市新市建設審議会設置条例(昭和32年水海道市条例第2号)は、廃止する。

(石下町の編入に伴う経過措置)

- 3 石下町の編入の日前に、現に第2条第2項の規定により任命されている委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則(昭和44年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 41 号)

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。